

新規請願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第14号	受理年月日	令和5年2月28日
請願の件名	<p>「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を国に提出することを求める請願書</p> <p>(請願趣旨)</p> <p>新型コロナ禍と物価高騰の影響により中小事業者の経営困難が続く下で、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。</p> <p>免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベンチャーもフリーランスも育ちません。</p> <p>インボイス発行事業者として登録した個人情報国税庁のサイトを通じて一括ダウンロードでき、商用利用されることへの懸念も広がっています。中小企業団体をはじめ、税理士団体、文化・芸術団体、シルバー人材センターなど多くの団体やフリーランスのグループが「凍結」「延期」「見直し」を表明しています。</p> <p>新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売をつぶすな」の願いを込め、以下の事項を請願します。</p> <p>(請願事項)</p> <p>一、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を国に提出すること。</p>		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷 恵美 来住 一人		